

名古屋市教育委員会定例会

平成 25 年 10 月 16 日
午前 9 時 30 分
教育委員会室

議 案

- 第 79 号議案 請願・陳情審査について
第 80 号議案 名古屋市教育委員会表彰について

出席者

野 田 敦 敬 委員長
服 部 はつ代 委員
梶 田 知 委員
福 谷 朋 子 委員
古 川 隆 委員長
下 田 一 幸 教育長
教育次長始め、事務局職員25名

(野田委員長)

それではただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。それでは、最初にお諮りいたします。本日の案件といたしまして、第 79 号議案から第 81 号議案までの 3 件を告示しておりましたが、第 80 号議案と第 81 号議案を 1 つの議案とし、第 80 号議案といたしたいと存じますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議事運営についてお諮りいたします。第 80 号議案については、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

本日の審議に先立ちまして、1名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴人入室】

(野田委員長)

傍聴される方々にお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくことになります。1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点であります。また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、第79号議案「請願・陳情審査について」を議題といたします。審議に先立ちまして、陳情者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、代表者1名に5分以内で陳述を許可することにしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、陳述人の方は、前へお願いします。

口頭陳述される方々にお願いします。会議の円滑な運営を図るため、口頭陳述は5分以内で行うようお願いいたします。それでは、陳述を始めてください。

【陳述人より、口頭陳述が行われた。】

(野田委員長)

これをもちまして、口頭陳述を終了します。席へお戻りください。

それでは、第79号議案「請願・陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(金田指導室長)

陳情の要旨は、現在、中学校で使用されている公民教科書が、領土・領海等において、必要な事柄をどのように教えているか、教育委員の皆様が教科書を手にとって点検し比較することを求めるものでございます。

学習指導要領では、中学校社会科公民的分野「私たちと国際社会の諸課題」の内容の取扱いとして、次のことが大切と示しています。固有の領土（領海、領空を含む）をもち、対外的に独立を守る権利（主権）をもつ国家は、国際社会において、原則的に平等の地位を与えられており、すべての国家の主権が相互に尊重されなければならないことを理解させる。その際、国家間の問題として、領土（領海、領空を含む）については我が国においても未解決の問題も残されており、平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させる。

学習指導要領は、教育基本法の目標を踏まえて記述されたものです。本市で採択している中学校公民教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると判断いたします。また、教科書の選定に際しては、学習指導要領の趣旨を踏まえた上で、教育委員の皆様にも、教科書の記述を読み比べて議論していただきました。なお、参考といたしまして、中学校社会科公民的分野教科書の「領土・領海等」に関する記述、及び、学習指導要領解説と7種の教科書の比較表をまとめたものをお配りしてあります。以上で、事務局の発言を終わります。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

(福谷委員)

学習指導要領における我国の領土領海等の部分の学習時間数はどれくらいを予定されていますか。

(金田指導室長)

単元名は「地球社会とわたしたち」で、その目標には国際社会の抱える諸課題や国際連合等の国際機構の意義について理解し、よりよい国際社会の在り方について考えることができるようにする、というように定められております。学習内容としまして、国際社会と世界平和ということで7時間を本市では学習時間としてお示ししております。

(福谷委員)

その7時間のなかで、国際社会と世界平和ということは、領土領海以外の国際紛争なども教えているということですか。

(金田指導室長)

国際社会と世界平和では、国家・主権国家、そこには領土領海の問題などについて

理解させるものでございます。その他には、国際連合のしくみなどを7時間の学習時間として示しています。

(野田委員長)

その7時間分は、本市が採用している教科書では何ページになりますか。

(金田指導室長)

第5章の1節に国際社会と世界平和がございませう。第5章は地球社会とわたしたちというタイトルです。コラム等も含めまして、およそ12ページです。

(下田教育長)

前回、教科書を選定するときに、領土という観点で議論はなされましたか。

(金田指導室長)

前回の教科書の採択時には、話題になっているいくつかのことについて、教育委員のみなさまに、採択にあたり研究・調査をしていただきました。その中の一つに今回の領土領海の問題も含まれています。

(服部委員)

コラム等を含め12ページというボリュームということでしたが、コラムの内容を少し説明してください。

(金田指導室長)

コラムの取り上げ方については、それぞれの教科書会社の独自の考え方で掲載されています。本市が採用しております東京書籍のものは、先程陳情者からも説明がありましたが、本文とは違ひまして、お手元に資料もございませうが、写真や地図を載せて日本の領土をめぐる問題を、北方領土、竹島、尖閣諸島を取り上げた形で示された教科書になっております。

(野田委員長)

公民にアクセスという部分は、コラム的な扱いということによろしいですか。

(金田指導室長)

おっしゃるとおり、コラム的な扱いです。その他に、参考資料にお示ししましたとおり、本文は、国家の主権、から始まり記載されております。

(古川委員)

前回の教科書選定のときに携りました。全科目を全部読むということは難しいので、そのために、研究会などで学校の先生や専門家に熟読をして調査研究をいただいております。時代の流れによるその時に関心が高いことを見せていただきました。特に、

歴史・公民については、私たちも関心を寄せている一つで、議論をしてきました。大事なことは、前回の日本国憲法の制定の陳情のときにもお話させていただきましたが、まわりの国々、今ですと東アジアを中心とした国々の成長の過程によって、対応の仕方時代の流れにあわせて変えていく必要があると思います。陳情された方がおっしゃられたように、まわりの国々は国力を増してきており、国益を重視した時代になってきました。どちらかという私たち日本人のアイデンティティーは、仲たがいをせず、はっきり物を言わないことが美德とされてきたこともありますが、まわりの国が変ってきていますので、それに対応するような、次の時代に合う教科書を選らんでいく、ステップバイステップでやっていく必要があると思います。

(野田委員長)

今年になって、歴史、公民の教科書に係わる陳情は3件あったかと思えます。

教科書採択は、それぞれご意見をいただき、限りある時間のなかで丁寧に比較してきました。特に歴史、公民は、ほかの教科と比べ長い時間をかけて選定しております。ポイントもいくつかあり、そこを中心に比較し検討をしてきました。市民の方からのご意見や実際に教科書を使う各校の先生の意見、それに専門に社会科を研究している研究会の方の意見をもとに審議をして、採択をいたしました。十分に比較検討をしていると判断いたします。

それから私はこの半年間で中学校社会科の授業を二度見させていただきましたが、授業の進行に時間の余裕があるわけではなく、工夫して授業を進めてみえました。指導室長から説明がありましたが、本市が採択している教科書はこの単元は12ページで7時間ということですが、説明的な授業を展開すれば時間は短縮されますが、今は説明的な授業は求められておりません。子どもが主体的に学ぶ、そのためには、さまざまな補助資料もあり、子どもたちが教科書の中身から、また先生の投げかけから、資料をあたり、自分の考えを持ち寄り授業を進めていくことが本来の姿ですので、教科書のボリュームが多いのは、決められた時間の中では進められないと思います。指導室からいただいた資料によりますと、今使用している教科書は、7社のなかでもボリューム的には中庸であると思います。そういったことも採択の理由の一つであったと判断いたします。

それでは、他にご意見もないようですので、第79号議案についてお諮りいたします。

本市で採択している中学校公民教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると判断いたします。また、教科書の選定に際しては、学習指導要領の趣旨を踏まえた上で、教科書の記述を読み比べて議論いたしました。したがって、「中学校公民教科書における『我国の領土・領海等』に係わる記述について、教育委員に点検を求める陳情」については、不採択としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第 80 号議案は非公開になります。傍聴人の方は退室してください。

第 80 号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 10 時 12 分終了